

## 宿泊税制度が変わります！

### 宿泊税制度の変更点

大阪府宿泊税条例の一部改正により、宿泊税制度が次のとおりに変わります。

#### ①免税点及び税率

課税対象外となる免税点及び税率が、以下のとおりに変わります。

宿泊料金（1人1泊あたり）	税率
5,000円未満	課税されません
5,000円以上15,000円未満	200円
15,000円以上20,000円未満	400円
20,000円以上	500円

※改正前

7,000円未満・・・・・・・・ 課税されません

7,000円以上15,000円未満・・・100円

15,000円以上20,000円未満・・・200円

20,000円以上・・・・・・・300円

改正前（現行）の宿泊税制度につきましては、「宿泊税」のページをご覧ください。

## ②修学旅行生等の課税免除

---

大阪・関西万博開催に伴う課税免除期間（令和7年4月1日～同年10月31日）に引き続き、令和7年11月1日以降も修学旅行生等の課税免除を行います。

※課税免除の対象となる宿泊や学校等については「大阪・関西万博開催に伴う修学旅行生等を対象にした課税免除」に記載している内容をご確認ください。

### 施行日

---

令和7年9月1日(月)

### 宿泊施設経営者の皆様へ（令和7年7月9日更新）

---

「宿泊施設経営者の皆様へ」のページをご覧ください。

※「宿泊税システム改修補助金」制度についての最新情報は府民文化部のホームページをご覧ください。

### 参考

---

- 総務省報道発表（大阪府「宿泊税」の変更）（外部サイトへリンク）
- 大阪府報道発表
- 宿泊税の概要や使いみち（府民文化部のホームページ）

# 宿泊税



## よくある質問

©2014 大阪府もすやん

このページの作成所属

財務部税務局徴税対策課宿泊諸税グループ

**大阪府**

法人番号：4000020270008

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

代表電話番号 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

代表電話番号 06-6941-0351

Copyright © Osaka Prefecture, All rights reserved.